

関西学生オリエンテーリング連盟後援に関する規定

第1条 趣旨

この規定は、関西学生オリエンテーリング連盟（以下「関西学連」という）が、オリエンテーリング大会等事業（以下「事業」という）を後援する際について、必要な事項を定めるものである。

第2条 後援の条件

後援を受けることのできる条件は、次の通りとする。

1. 加盟校が主催する事業
2. 幹事会が適当と認めた事業
3. 関西学連が主催する事業と日程が重なる場合、原則として後援しない。

第3条 後援の申請

後援を得ようとする事業の主催者は、別に定めた後援申請書に必要事項を記入し、事業開催日（複数日にわたって開催される事業についてはその開始日）の一月前までに関西学連事務局に提出しなければならない。

第4条 後援の決定

後援の決定は幹事会の承認によって行う。

幹事会は申請を受けた後、二週間以内に申請者へ返答する。

第5条 後援証の交付

後援の承認を得た事業の主催者に対し、本連盟は後援証を交付する。

第6条 加盟員及び諮問委員・賛助会員の参加

事業主催者は、参加する加盟員及び諮問委員・賛助会員に対し、何らかの便宜を図ることが望ましい。

第7条 後援決定後の手続き

事業主催者は、関西学連事務局に最新の要項を提出しなければならない。申請書の内容に変更があった場合、事業主催者は、速やかに関西学連事務局に変更を届け出なければならない。

第8条 報告書

事業主催者は事業終了後2ヶ月以内に報告書を事務局に提出しなければならない。

第9条 後援の取消

幹事会は次の事項のいずれかに該当する場合、後援を取り消すことができる。1. オリエンテーリングのモラルに反する行為が認められた場合 2. その他、重大な過失が認められた場合

第10条 改正

本規定の改正には関西学連総会の承認を必要とする。

第11条 施行

この規定は、令和3年12月23日より施行する。

令和3年12月22日制定